

「リバースモーゲージ利子助成事業」のご案内

1. 助成の内容

平成28年熊本地震の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

※日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません

※民間賃貸住宅入居支援助成、公営住宅入居初期経費助成との併用はできません

※リバースモーゲージ型融資：所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度

借入金は利用者の死亡後、担保物件を売却して一括返済するか、相続人による現金一括返済となるため、月々の返済は利息のみ

2. 対象者

次の(1)(2)のいずれかの要件を満たし、**令和5年3月31日までに本件申請が出来なかったやむを得ない事情**があった方が再建先(熊本県内)の住宅へ入居した場合に対象となります。

(1) 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅)の入居者で、供与期間中に退去した方
(供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方)

(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次の(A)及び(B)のいずれかに該当する方

(A) 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊、大規模半壊』の方

(B) 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住宅を解体した方

3. 助成額

(1) 助成対象借入額：850万円(借入額のうち850万円まで)

(2) 助成額：助成対象借入額×利率(※)×20年分

※借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額の利率(団体信用生命保険に加入しない場合の利率)とします

(3) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後一括交付します

4. ご提出いただく書類

☐ リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書

(申請窓口または市ホームページより入手できます)

☐ 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し

☐ 住宅再建後の住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの)

☐ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書(住宅ローン契約書等)、抵当権設定契約書
(抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等)及び返済予定表の写し

☐ 補助金の振込先が分かる預金通帳の写し(申請者名義のもの)

☐ 請求委任及び口座振替支払依頼書(申請窓口または市ホームページより入手できます)

☐ 入居者一覧表(申請窓口または市ホームページより入手できます)

☐ リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書

(申請窓口または市ホームページより入手できます)

☐ 店舗兼住宅などを建設・購入するため融資を受けた場合は、居住部分の割合で借入額を算定します。(居住部分の割合は、建設・購入の図面にて確認いたします。)

☐ やむを得ない事情に関する申出書(申請窓口または市ホームページより入手できます)

裏面も必ずご確認ください

5.申請手続き

○再建先住宅へ入居後、下記窓口にてお手続きください。※申請には印鑑(シャチハタ不可)が必要です
申請窓口:各区役所 福祉課(受付時間 月～金曜日の8:30～16:00(祝日除く))

※ 再建先の住宅に入居後、原則6ヶ月以内にご申請ください。

○申請期限:令和7年(2025年)3月31日(月)

お問い合わせ先

[中央区福祉課]	☎ 096-328-2312	[東 区福祉課]	☎ 096-367-9127
[西 区福祉課]	☎ 096-329-5403	[南 区福祉課]	☎ 096-357-4129
[北 区福祉課]	☎ 096-272-1118	[健康福祉政策課]	☎ 096-328-2972